

令和5年9月19日

取引業者 各位

国立大学法人宇都宮大学
財務部財務課

インボイス制度に関するお知らせとお願いについて

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始されます。

改めて「適格請求書発行事業者」への登録をお願いするとともに、10月1日以降における本学との取引に係る代金の請求においては、その要件（※）を満たす「適格請求書」の発行をお願いします。

ご対応・ご協力を重ねてお願い申し上げます。

※適格請求書の要件（国税庁HPより）

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

担当：
国立大学法人宇都宮大学 財務部財務課財務分析係
TEL:028-649-5042・5045

（参考：適格請求書発行事業者登録情報）
名称：国立大学法人宇都宮大学
登録番号：T8060005001518